

野田市手数料条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第44号

### 野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の21の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の(1)のア及びイ以外の部分中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項の(1)のアの(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「12,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「15,000円」に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「21,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「26,000円」に改め、同項の(1)のイの(ア)中「9,000円」を「12,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「18,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「23,000円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)中「32,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「40,000円」に改め、同項の(2)のア及びイ以外の部分中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項の(2)のア及びイを次のように改める。

ア 新築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 41,000円

(イ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 101,000円

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 163,000円

イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 62,000円

(イ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 1  
52,000円

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以  
下のもの 244,000円

別表の6の21の項の備考を次のように改める。

備考

(1) 共同住宅等に係る手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第  
5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の  
金額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を認定申請対  
象住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これ  
を切り捨てた金額）とする。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく  
建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか  
の審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規  
定する金額を加えた金額とする。

別表の6の22の項中「金額に」を「金額（共同住宅等に係る長期優良住宅  
建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項  
の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。）  
の変更にあつては、21の項の備考の(1)に定める金額）に」に改め、同項の備  
考中「第6条第2項」を「第8条第2項において準用する同法第6条第2項」  
に改める。

別表の6の23の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。